

鶴田町 A I デマンド交通運行業務プロポーザル審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 鶴田町 A I デマンド交通運行業務の提案採用予定者を選考するに当たり、公平かつ適正な審査及び評価を行うことを目的に、鶴田町 A I デマンド交通運行業務プロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 提案の採否の審査及び評価に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は次の各号の職にある者をもって充て、委員長は総務課長を、副委員長は建設整備課長をもってそれぞれ充てる。

- (1) 総務課長
- (2) 建設整備課長
- (3) 教育委員会教育次長
- (4) 商工観光課長
- (5) 福祉介護課長

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、副委員長がその職務を代行する。

4 委員が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、委員長の承認を得て、その下位の職位の者が職務を代行することができる。

(会議等)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(審査及び評価)

第5条 事業者から提出された提案書について、委員は、あらかじめ事業を実施する所管課長が作成した審査基準に基づき審査及び評価を行う。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画交流課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会において必要な事項は、委員長が定めることとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年7月13日から施行する。

(失効)

この要綱は、令和9年3月31日にその効力を失う。